



流 通 審 第 2 号
平成 2 6 年 5 月 3 0 日

流山市教育委員会 様

流山市通学区域審議会
会 長 杉 浦



通学区域の設定について（答申）

平成 2 6 年 3 月 5 日 付け流教学第 1 6 2 5 号で諮問のあったこのこと
について、下記のとおり答申します。

記

1 はじめに

流山市通学区域審議会（以下「審議会」という。）は、平成 2 5 年 8 月 1 日に流山市教育委員会から委嘱を受け、平成 2 6 年 3 月 5 日 付け流教学第 1 6 2 5 号で「おおたかの森小学校及びおおたかの森中学校の通学区域を設定すること並びに小山小学校及び常盤松中学校の通学区域を変更することについて」諮問を受けました。

諮問書では、流山市通学区域審議会から平成 2 4 年 1 1 月 8 日 付けで（仮称）新市街地地区小中学校併設校の通学区域の設定及び隣接する学校の通学区域の変更について答申を受けましたが、その後、児童、生徒数の推計に変動があったことから再度、「おおたかの森小学校及びおおたかの森中学校の通学区域を設定すること並びに小山小学校及び常盤松中学校の通学区域を変更することについて」平成 2 6 年 3 月 5 日 付け流教学第 1 6 2 5 号により「通学区域の設定について」諮問を受けました。

2 審議会の会議の開催

- (1) 平成 2 6 年 3 月 5 日 小中学校併設校及び小山小学校の通学区域審議
- (2) 平成 2 6 年 5 月 3 0 日 小中学校併設校及び小山小学校の通学区域審議（答申審議）

審議会は、7 人の市民等と 7 人の関係団体の代表で組織し、上記の

審議を経て、結論を得たので答申するものです。

3 答申

(1) 通学区域について

① 学校規模

学校教育法施行規則第41条の規定により、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」とされ、中学校の学級数については、同規則第79条で第41条が準用されている。

② 通学距離について

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、おおむね小学校は4 km以内、中学校は6 km以内と定められている。

③ 通学経路について

法令としての規定はないが、文部科学省の小学校施設整備指針及び中学校施設整備指針では、交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど安全な通学経路を確保することができることが重要であるとされている。

④ 地域コミュニティについて

学校は、町内会、自治会などの各種地域団体の地域活動や防犯・防災活動の拠点としての役割を担っていると同時に、教育活動における地域との関わりや防犯上の見守りの重要性等を踏まえて、可能な限り通学区域と地域コミュニティとの整合性を図ることができるように留意する必要がある。

(2) おおたかの森小学校及びおおたかの森中学校の通学区域の設定並びに小山小学校及び常盤松中学校の通学区域の変更について

諮問のあった通学区域の設定及び変更について、学校規模、通学距離、通学経路、地域コミュニティ等の規定等や平成26年4月1日現在の住民基本台帳の登録者数や児童推計結果を踏まえて審議した結果、別紙のとおり答申します。

東初石6丁目等の商業地地区は、地域コミュニティが分断され、通学経路として流山おおたかの森駅を通り、通学時間が長くなることが懸念されたが、児童数が急増している状況では、やむを得ないと判断しました。

また、実施時期については、おおたかの森小学校、おおたかの森中

学校の開校時に合わせるべきと考えます。

4 附帯意見

(1) 通学区域について

通学距離については、規定を超えることはない状況であるが、学校規模、通学経路、地域コミュニティを踏まえた通学区域にすることは、児童数が急増している区域では難しい状況ではあるが、可能な限り適正な学校規模、安全な通学経路、地域コミュニティを考慮することが望ましい。

(2) 安全対策について

東初石6丁目等の児童が流山おおたかの森駅を横断することになるので、安全な通学路を確保すること。

(3) 小山小学校について

推計結果では、平成30年度以降、児童数が急増することが見込まれることから、児童数の緩和を図る対策を講ずること。

(4) おおたかの森小学校について

東武野田線の西側区域については、今後、マンション等の建設が進むことが見込まれ、平成32年度には児童数が1,200人を超えることが見込まれることから適正な学校規模を図れるよう対策を講ずること。

(5) 児童・生徒数の将来推計について

24年度の答申の附帯意見と同様に、今後も児童、生徒数が増加することが見込まれることから、現時点での児童・生徒数推計が年度ごとに変動する可能性があることから、定期的に人口動態等を注視し、対策を講ずること。

5 おわりに

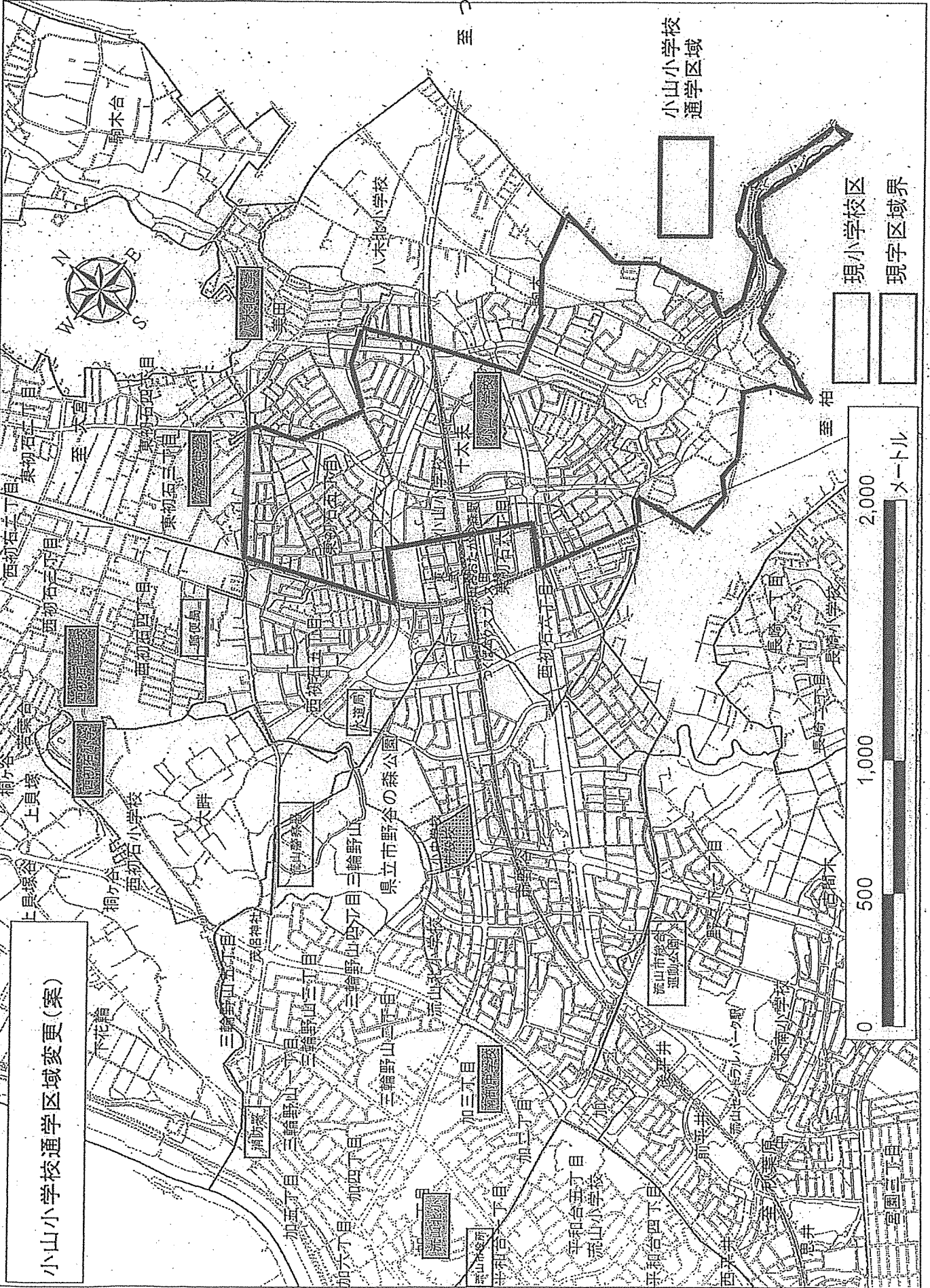
平成17年8月につくばエクスプレスが開業し、流山おおたかの森駅周辺では、乗換駅としての利便性や緑豊かな環境等から大規模なマンション建設、宅地分譲が進み、児童が急増しております。児童・生徒数の増加は今後も続くことが見込まれますが、適正な学校規模を確保し、学校をはじめ保護者、地域の方々等の力添えにより、児童生徒が安全で安心して学校生活を送ることができるよう希望します。

答 申 事 項

おおたかの森小学校及びおおたかの森中学校の通学区の設定並びに小山小学校及び常盤松中学校の通学区を次のとおり変更する。

学校名	現行		24年度答申		設定及び変更		図面
	大字名		大字名		大字名		
小山 小学校	東初石5丁目～6丁目、 西初石5丁目～6丁目、 駒木の一部、 十太夫の一部、市野谷の一部 (小山小学校)	東初石5丁目～6丁目、 駒木の一部、十太夫	東初石5丁目～6丁目、 駒木の一部、十太夫	東初石5丁目の一部、 西初石6丁目	東初石5丁目の一部、 東初石6丁目の一部 駒木の一部 十太夫の一部	東初石5丁目の一部 東初石6丁目の一部 駒木の一部 十太夫の一部	1
おおたかの森 小学校	(西初石小学校)	大畔の一部 市野谷の一部 三輪野山、加の一部 後平井の一部、 野々下1丁目の一部	大畔の一部 市野谷の一部 三輪野山、加の一部 後平井の一部、 野々下1丁目の一部	西初石5丁目の一部、 西初石6丁目	西初石5丁目の一部、 西初石6丁目 東初石5丁目の一部 東初石6丁目の一部 十太夫の一部	西初石5丁目の一部、 西初石6丁目 東初石5丁目の一部 東初石6丁目の一部 十太夫の一部	2
常盤松 中学校	東初石1丁目～6丁目、青田、 駒木、駒木台、十太夫、美田	東初石1丁目～5丁目、 東初石6丁目の一部、青田、 駒木の一部、駒木台、十太夫の一部、 美田	東初石1丁目～5丁目、 東初石6丁目の一部、青田、 駒木の一部、駒木台、十太夫の一部、 美田	東初石1丁目～4丁目 東初石5丁目の一部 東初石6丁目の一部、青田 駒木の一部、駒木台、 十太夫の一部、美田	東初石1丁目～4丁目 東初石5丁目の一部 東初石6丁目の一部、青田 駒木の一部、駒木台、 十太夫の一部、美田	東初石1丁目～4丁目 東初石5丁目の一部 東初石6丁目の一部、青田 駒木の一部、駒木台、 十太夫の一部、美田	3
おおたかの森 中学校	(常盤松中学校)	東初石6丁目の一部、 十太夫の一部、駒木の一部	東初石6丁目の一部、 十太夫の一部、駒木の一部	東初石5丁目の一部、 西初石6丁目、 大畔の一部 市野谷の一部、加の一部、三輪野山、 後平井の一部、野々下1丁目の一部	東初石5丁目の一部、 東初石6丁目の一部、 十太夫の一部、駒木の一部	東初石5丁目の一部、 東初石6丁目の一部、 十太夫の一部、駒木の一部	3

小山小学校通学区変更(案)



現小学校区

現学区境界

0 500 1,000 2,000
メートル

至 つくば

至 柏

小山小学校
通学区域

八木那小学校

県立市野谷の森公園

平和台五丁目
荒山小学校

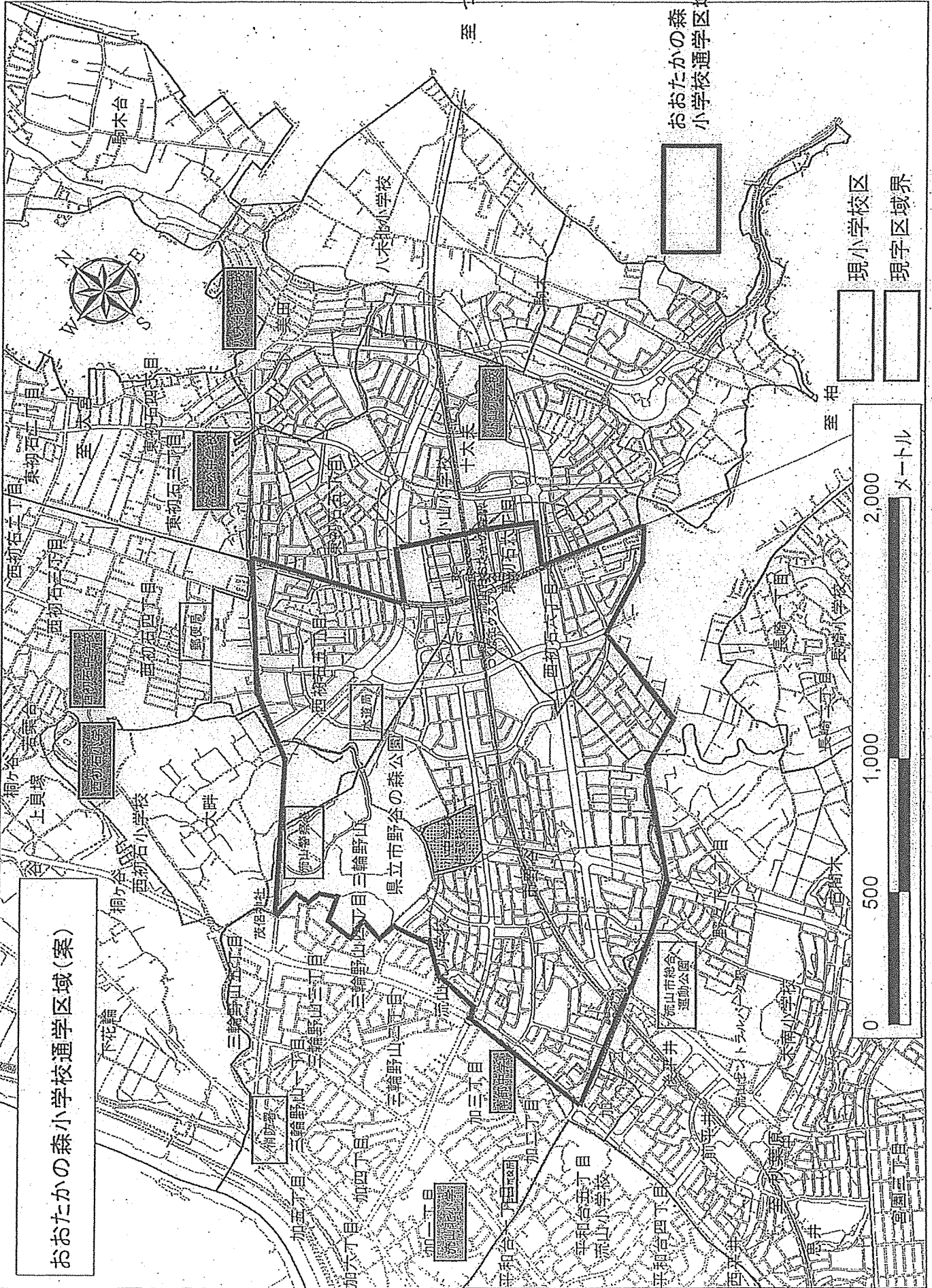
流山市教育
運動公園

長崎小学校

西初石小学校

柳木台

おおたかの森小学校通学区区域(案)



至 つくば

おおたかの森
小学校通学区

現小校区

現学区境界



おおたかの森中学校通学区区域(案)

